

宇宙長期滞在の時代と法的課題

小塚莊一郎

(学習院大学法学部教授)

宇宙における管轄権の原則

- 宇宙物体の登録国
 - 宇宙物体及びその乗員に対し管轄権及び管理の権限(jurisdiction and control)を行使(OST8条)
 - 宇宙空間の領有禁止(OST2条)
 - 一般的には、私人・私企業による宇宙空間・天体の所有も禁止されていると理解
 - 月・天体に対する私人の所有権を否定(MOON11条)
 - 宇宙物体の所有権は打上げにより影響されない

ISS協定と管轄権

- ISS協定＝宇宙条約に対する特別ルール
 - 各参加主体が、「自己が登録する要素及び自国民である宇宙基地上的人员」に対し、管轄権及び管理の権限を保持(IGA5条2項)
 - 「いずれかの飛行要素上的人员であって自国民である者」に刑事裁判権を行使(IGA22条1項)

「自国民」＝国籍が基準

米国がロシアの法令の適用を嫌ったと言われる

月協定と管轄権

- 月における拠点の設置、活動を想定した規定
 - 月面上・月の内部に宇宙機・施設等を配置することの承認(MOON8条2項(b))
 - 要員、宇宙機、施設等が月面上・月の内部を自由に移動することの承認(MOON8条2項(c))
 - 月面上への基地設置の自由(MOON9条1項)
- 当事国は、**その**要員、宇宙機、設備等に対する「管轄権および管理の権限を保持」(MOON12条1項)
 - 宇宙条約8条と同じか？(同じという説もある)
 - 登録への言及なし
 - むしろ国籍を前提としている？

月協定と管轄権

- 月協定が宇宙条約の特別ルールを定めていても構わない(IGAと同じ)
 - しかし、月協定の当事国は18か国
 - 探査を実行する能力のある国の中では、欧州の一部(オランダ、ベルギー、オーストリア等)のみが月協定の当事国

現実には、特別ルールとして機能しない

月協定と管轄権

- なぜ、月協定と宇宙条約がズレている(ように見える)のか？
 - 月面上を要員が移動——登録された宇宙物体の乗員という基準だけでは解決できない
 - 月面で組立て、製造される物体の場合、「宇宙空間に打ち上げられた(発射された)物体」(OST8条、REG 2条1項)として登録することにはならない
 - (cf.) Hague Space Resources WG BB
宇宙資源から作られた生産物(space-made products)に対する管轄権及び管理は、それに責任を持つ国＝その活動に許可を出し、継続的監督を行う国が行使(6条)

宇宙条約の原則

- 国家への責任集中 (OST6条)
 - 「自国の活動」についての国際的責任
 - 非政府団体の活動に対して、「関係する当事国」の許可及び継続的監督

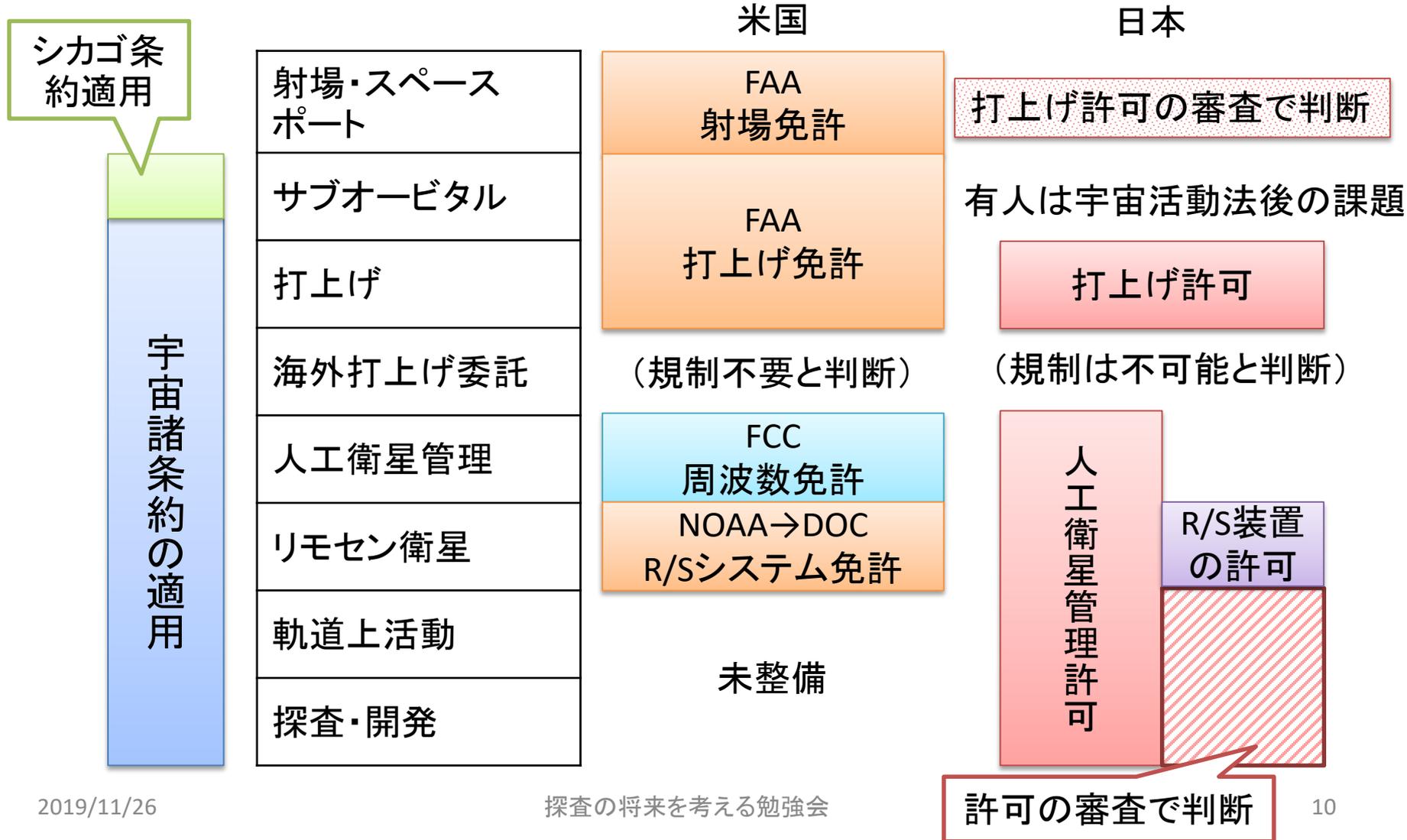
宇宙活動の自由 (OST1条)、領有禁止 (OST2条)、平和利用原則 (OST4条) 等を、「許可及び継続的監督」を通じて私人・私企業による宇宙活動にも及ぼす

日本法における対応

- 許可、監督の根拠法＝宇宙活動法
 - 天体探査の宇宙機：「人工衛星」に該当
 - 「地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。」(2条2項)
 - 天体(資源等)の探査＝人工衛星の管理
 - Cf. 令和元年宇宙活動法施行規則様式改正

「ミッション許可」を人工衛星管理許可制度の中に読み込む

日本の宇宙法整備を取り巻く概況



日本法における対応

- 許可、監督の根拠法＝宇宙活動法
 - 天体(資源等)の探査＝人工衛星の管理
 - ハウスキーピングの許可とは許可基準が異なるはず
 - 宇宙空間(軌道外)で積極的な活動を実施
 - 他国の宇宙活動との干渉、有害物質の持ち込み・持ち出し等の規制を行う根拠が必要ではないか？
 - Cf. Hague Space Resources WG BB
責任を持つ国(許可発給国)が適切な措置をとる義務(10条)
 - 人体、環境、財物への危険・損害／地球環境の悪化／天体・宇宙の有害な汚染／スペースデブリの発生／他の宇宙活動への干渉／宇宙の自然・文化遺産の改変／科学的関心地域の悪化

探査対象拠点の重複

- 重複を回避する方法

1. 国際機関による探査権（鉱区）の割り当て
(cf) 国際海底機構

2. 各国法にもとづく探査権の承認（許可）

- 調整メカニズムはビルトインされていない——「協議」
- 各国が付与した探査権の情報共有により、自発的に回避できるか？
- 事実上、「早い者勝ち」になるか？

他国の宇宙活動に「有害な干渉」が予想される場合、
協議により調整（OST9条、MOON8条3項）

技術基準による回避

- Hague Space Resources WG BB
 - 有害な影響回避のための事前審査の必要性 (11.1)
 - 施設・設備等の有害な影響排除、**技術規格**審査、標準化の推進(11.2)
 - **制限区域**の設定、宇宙空間へのアクセス確保義務 (11.3)

有害な影響＝人体、環境、財物への危険・損害／地球環境の悪化／天体・宇宙の有害な汚染／スペースデブリの発生／他の宇宙活動への干渉／宇宙の自然・文化遺産の改変／科学的関心地域の悪化

「新世界の反乱」の可能性

- 宇宙条約体制の違反が行われたとき、制裁は可能か？
 - 制度的に担保されている
cf.宇宙活動法30条(人工衛星管理許可の取消し)の事由に、22条1項に違反することとなったときが含まれていない
 - 監督当局が制裁を実施する意思を持つか？

例、天体の所有を企業が主張したとき

「新世界の反乱」の可能性

- 天体上の生活者が、
 - 自治法を策定したとき
 - 本国の統制を拒絶したときどのような事態が想定されるか？

「民主主義」が主張されたとき
に対抗する論理はあるか？

自治を求める側の異常性
(カルト教団の場合など)は
影響するか？

暫定的な結論

- 探査に適合した国際的な枠組の欠如(不完備)を認識する必要性
 - 月協定の再評価も含め、要検討
- 探査活動を規律する制度の整備
 - 国内法: 宇宙活動法にもとづく許可基準
 - 国際調整: 事業者のインセンティブとの両立に配慮しつつ、実力主義(暴力主義)に陥らない規範の共有
- 宇宙条約の奥にある「守るべき価値」の再認識
 - 平和／人権／自由／民主主義etc